



【重要】 2025年12月2日以降、現在お持ちの

「健康保険証」は使用できなくなります。

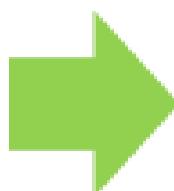
2025年12月2日以降は、マイナンバーカードに健康保険証を利用登録した
「マイナ保険証」または協会けんぽ発行の**「資格確認書」**を提示して
医療機関をご受診ください。

※ お持ちいただけない場合は、保険診療として取り扱いができません。

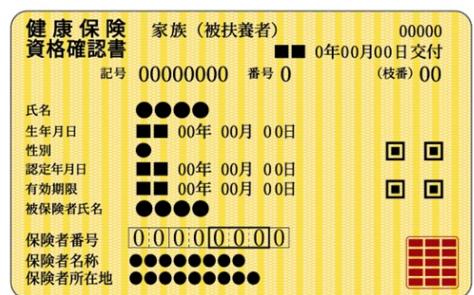
【マイナ保険証の利用登録について】

マイナ保険証を登録されていない患者様は、当院を受診する際に**マイナカード**をお持
ちください。

病院受付に設置している顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを入れて、
顔認証または4桁の暗証番号（申請時に設定した番号）入力で本人確認のうえ、案内
の手順に沿って登録を完了するとマイナ保険証の利用が可能になります。



○ **マイナ保険証**



○ **資格確認証**

- 各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・特定疾病療養受療証・介護保険証等）の確認は、マイナ保険証では行うことが
できないため、引き続きご提示ください。